

人口減少問題に関する基本的考え方

○未婚化、晩婚化、晩産化と出生率の低下が進行

○加えて、地方から東京への人口流出
⇒地方の産業衰退
⇒さらなる人口流出という悪循環

○出生率が最も低い東京に若者が吸い込まれる
「ブラックホール化」で人口減少が加速

○現状のまま何もしなければ、極めて困難な未来が待ち受けているという危機意識を、政府、地方自治体、国民等の各層で共有し、危機感を持って人口急減という中長期的課題の解決に取り組むべき。

○地方の疲弊と人口減少は表裏一体の問題。地方の人口急減・流出に歯止めをかけ、縮小スパイラルから脱却し持続的な成長を遂げていくには、世代間のバランスがとれた人口構成を持つ地域コミュニティづくりが必要。地域の再生と持続的な発展が、若者の地方への定着と人口減少抑制への最も有効かつ重要な対策。

○そのためには、従来の価値観や慣習に囚われない経済社会システムの抜本的見直しや転換が必要。政府は、人口1億人を維持し、地方自治体の声を踏まえ、わが国経済が持続的に成長するための中長期の対策の枠組み

と具体的な行動計画を示し、着実に実行すべき。

○特に、各地域は自らの将来ビジョンを描き、持てる独自資源を徹底活用して「地域の付加価値創造」に主体的に取り組むことで交流人口の増加と「しごと」をつくり、「ひと」の流出に歯止めをかける。政府は各地域の取り組みを積極的に促し、必要な環境整備を行い支援すべき。東京も「ブラックホール化」を改善し、地方と連携しながら少子高齢化に伴う様々な課題に取り組むべき。

○商工会議所は、住民、行政、企業など多様な主体と連携して人口減少や地域経済の疲弊などの構造的な課題を克服し、地方創生に強力なリーダーシップを発揮する。

人口減少対策の3つの柱と商工会議所の取り組み

I. 地域の再生・創生

人口、製造業出荷額、企業数の約5割、農林水産業（GDP）の約8割が地方圏にあり、国内需要（消費）および供給（生産）の基盤である地域経済の再生なくして日本経済の再生はない。人口減少・少子化抑制のためにも、出生率の高い地方圏で、若者や女性が働き、定住できる環境整備が必要。加えて、大規模災害対応として、大都市圏のバックアップ機能を有する地方圏を構築しておくことが必要。このような地域の再生・創生のためには、「人の交流・定住を促す仕組みづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の3つの観点から政策を展開することが必要。商工会議所を中心とする経済界が、地元行政や大学、金融機関等と連携して知恵を絞り、自ら資源を見出して地域をどう発展、成長させていくのか、「地域ビジョン」を作成し実行していくことが重要。

1. 地方での人の交流・定住を支援する仕組みづくり

人口減少下において地方を維持・発展させていくには、地域内外の人の交流を促進するとともに、地方への人の移動・定住が重要であり、大都市・地方間を人が移動する機会を増加させる仕組みが必要。

○地方での人の交流・定住・就業希望者に対する支援強化

2地域居住、週末移住、農業体験などのライフスタイルを楽しむ人々や、地方への定住、就業・就農や起業を希望する若者等は増えているが、地方からの積極的な呼び込みや情報発信が不足。都市と農村間の人の交流促進、Uターンを含む都市部からの若い就業・定住希望者が地域活性化の担い手として活躍できる仕組みづくりが必要。

2. 地域に人が残る「しごととくらし」づくり

「しごと」があり、経済が活性化している地域は出生率も高い。地域に人、若者が残り、定着するだけではなく、地域外からも人を呼び込むため、地域独自の資源を活かした新たな「しごと」づくりと魅力的なライフスタイルの創出が不可欠。特に、地域の強みである農林水産業や観光資源を有効に活かした「しごと」づくりに取り組み、政府はこれを後押しする政策を強化すべき。

（1）若者にとって魅力ある農林水産業づくりの強化

1次産業を担う若者を呼び込むためには、安定的な所得の確保と所得水準の向上が必要。1次産業の株式会社化を促し、企業ノウハウを導入して生産性・収益性を高める戦略的取り組みが必要。

○農林業の経営合理化、集約化・大規模化の促進と生産性の向上

農地の生産性や収益性を高め、強い農業づくりを行うには、農地の集約化・大規模化を図るとともに、株式会社による農地の直接保有を認め企業ノウハウの導入を促すべき。また、産業界と地元農協との連携を促進し、商品開発や販路拡大を図ることも必要。林業では、森林の所有関係を明確化して有効利用を促進、集約化・効率化と国産材の需要拡大を図る規制緩和等の措置が必要。

（2）地域内外の交流人口を増やし、新たな「しごと」を生み出す観光戦略の促進

地方における人口の減少を補い、新たな「しごと」を生み出すには、地域内外のヒトとモノの往来を促進することが重要。観光振興はその有力な手段の一つ。行政、商工会議所、市民などの関係者が一体となって、地域資源を発掘し磨き上げ、ストーリーを加えて魅力ある観光地域づくりを進めることが必要。政府は、一元的な観光政策、広域連携による観光振興を通じて支援すべき。

○ハード、ソフト両面の観光インフラの整備促進

アクセスの改善が旅行者を増やす大きな要因。国際拠点空港の機能強化、高速道路網のミッシングリンク解消による主要都市の結節、各種移動・輸送手段の拡充等ハード面の整備とともに、ビザ発給要件の一層の緩和、Wi-fiなど通信環境の整備や旅館業等の商習慣の改善、通訳・ガイドの確保など、ソフト面での受入れ環境の整備の促進が不可欠である。

○広域連携による観光の促進と一元的な観光戦略推進体制の整備

多様化した旅行者のニーズに対応し、地域のPR力強化、滞在期間の長期化、相互送客機能を向上させるため、広域連携観光の促進が重要。特に、3地点間の連携による「観光トライアングル」の形成は、さらなる広域展開によって大きな効果が期待される。国は、すべての関係省庁が全力で観光振興に取り組み、観光庁は省庁別の施策の整合性を図り、国内観光促進への取り組みを積極的に支援すべき。

（3）地域内経済循環の再構築

疲弊した地域の立て直しには、規制緩和等の立地環境の整備により、製造業の国内回帰を促し、ものづくりの競争力強化を図るべき。また、地域の特性・資源を徹底活用して地域外からの需要を獲得するとともに、地域外に流出していた資金が、地域内での消費や投資、地産地消につながるような経済循環の再構築が重要。その中核となる中堅・中小企業への支援強化は不可欠。さらに、産業界と地元の大学や研究機関が連携して地域の潜在力を結集し、競争力の強化や地域発の新しい産業集積を作り出していくことが必要。

○地域内経済循環の中核となる中堅・中小企業の支援強化

各地域における中堅・中小企業は、地域外から需要を獲得し、その取引を通じて多くの中小・小規模企業とその従業員や家族を支え、地域経済をけん引する役割を果たしている。従来の中小企業基本法や税法の基準にとらわれない、中堅・中小企業への支援強化（特に医療・環境・再生エネルギーなど成長分野）が必要。

○地域再生拠点としての大学・研究機関づくり

地域としての独自資源を見出し、成長・発展させる「地域ビジョン」を実現する上で、大学・研究機関等は大きく期待される。地域の大学や公設試験研究機関は、地域再生に向けた知の拠点としての役割を再認識し、地域の産業競争力強化や新事業創出、人材の育成・供給に取り組み、国・地方自治体は重点的に支援すべき。

○外国人材の受入れ推進による人手不足問題への対応強化

地方で深刻化する人手不足は経営を大きく圧迫。一定の技術・技能を有する外国人材の労働力としての受入れを拡大する必要がある。また、国際競争力強化のために必要な高度外国人材が地方でも活躍できるよう、採用意欲のある中小企業の情報発信やマッチング支援等が必要。

3. コンパクトで賑わいのある「まち」づくり

都市のスプロール化により、商店街・中心市街地の低迷、コミュニティの衰退に歯止めがかからず、疲弊が進んでいる。最低限必要な都市機能が一定の範囲内に揃い、高齢者のみならず若者や女性など多様な地域住民が快適に生活できるコンパクトで持続性のあるまちづくりが不可欠。その核となる中心市街地活性化、人々の移動や交流の足となる地域公共交通などの基盤整備の促進が必要。同時に、個々の店舗が魅力ある店舗に進化することが活気あるまちづくりには不可欠。

○ラストチャンス の 覚悟で中心市街地活性化に取り組む

地方小都市は、この10年をラストチャンスと捉え、改正中活法や改正都市再生特別措置法を活用した中心市街地活性化を加速すべき。コンパクトなまちづくりには、魅力ある商業・サービス業とともに、医療・介護施設、公共・文化施設など少子高齢化と若年層の減少に対応した都市機能の中心市街地への立地促進が必要。

○中心市街地における空き地・空き店舗の有効活用の促進

まちの賑わい創出の阻害要因となっている空き地・空き店舗の有効活用促進は不可欠。所有と利用の分離を促すインセンティブを設け、まちづくりの実施主体となるまちづくり会社が行うエリアマネジメントを促進すべく、土地等の取得・貸与における税制上の優遇措置や、法務局による登記情報の無償提供制度等の支援措置が必要。

Ⅱ．女性と高齢者の活躍推進

1. 経済成長を維持するための女性・高齢者の活躍推進

労働力人口が減少する中、成長を維持するためには女性や高齢者の労働参加が不可欠。元気な高齢者が意欲を持って働き、女性についても出産・育児によるM字カーブを最大限解消することで、2030年時点での労働力人口を6,000万人以上確保できる。政府は、女性や高齢者の就業意欲を高める仕組みや制度づくりを進めるべき。

○女性 の 社会進出を促進する社会保険・税制の見直し

女性の就業促進を阻害する要因として指摘される社会保険の被扶養者の認定要件(130万円の壁)や所得税の配偶者控除(103万円の壁)については、保険料負担が発生し、手取り額が逆転する「130万円の壁」の方が影響はより大きい。女性の活躍推進には、社会保険・税の双方で働くほど手取り額が増え、意欲を持って働ける仕組みが必要。社会保険については、平成28年より年収130万円より低い年収106万円以上の労働者が新たに適用対象となるが、本人や事業主にとって重い保険料負担となる新たな「106万円の壁」が生じることが懸念される。女性の就労拡大のためには、世帯単位でみた保険料が大きな負担増とならず、事業主負担も過重とならぬよう、保険制度全体で調整する仕組みが必要である。税制面についても、女性の就業を促すとともに、専業主婦層も育児・介護、社会活動等で貢献していることを踏まえ、夫婦単位での控除額の合計が一定で、併せて、これまで以上に税負担が増えず、働くほど手取り額が増加する調整の仕組みを検討すべき。

Ⅲ．結婚・出生率向上に向けた環境整備

1. 結婚・出産しやすい環境づくり

結婚・出生率の向上には、待機児童ゼロの早期達成を目指した子育て環境の整備・充実策に加え、婚姻率を引き下げる若者の経済的不安の解消が必要。また、様々な教育機会を通じて、結婚観、家庭観を育み、出産適齢期に子供を産み育てることの大切さを教えるなど、若年からの国民的価値観の醸成も必要である。

○若者 の 雇用の安定に向けた取り組み

若者の経済的不安定さが結婚を躊躇させる大きな要因。職務・労働時間等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大や、ジョブ・カード制度等を活用した職業訓練の拡充等により、非正規雇用労働者の雇用安定や処遇改善に一層取り組むことが重要。

○結婚を奨励する経済的支援の検討

不安定雇用等による経済的事情が結婚を踏みとどまらせているため、結婚当初の一定期間、住宅等の諸費用負担を支援するなど、結婚時の経済的負担を軽減する支援措置のあり方を検討すべき。

○非営利による婚活事業の推進

地域ぐるみで参加者の裾野を広げやすく、コスト負担も少ない商工会議所や自治体による婚活事業は、地域活性化にも役立つため、運営コスト等の支援を行い、広く推進すべき。

○ライフプランニングと適齢出産を奨励する教育の充実

若い世代の結婚や家庭を持つことへの肯定的な価値観が希薄。学校教育等でキャリア教育の推進により社会人・職業人の資質・素養を磨き、ライフプランニングの大切さを教え、家庭を持つことへの前向きな価値観と自己肯定感を醸成し、適齢期で子どもを産み育てることを奨励する教育を行うべき。

4. 地域再生に資する土地の有効活用に係る制度の抜本的見直し

区画整理事業などまちづくりの阻害要因となっている不在地主問題をはじめ、強い農林水産業づくり(農地・森林経営の集約化・大規模化や6次産業化等)を阻害する所有者不明の山林や耕作放棄地などの課題解決が重要。土地の有効活用を促進し、所有者を明確にする権利登記の義務化、隣接地との境界確認、土地収用法における収用対象事業の拡大など、土地の所有・利用に関する制度の抜本的見直しが必要。

5. 広域連携・地方分権の推進

地域経済の活性化には、同一経済圏や通勤圏などを単位とした、都道府県・市町村の境界にとらわれない広域連携による交流や取り組みが必要。行政もこれに対応すべきであり、経済界、自治体、国が三位一体となって取り組めるよう、必要な権限、財源、人材等に関する地方分権の推進が必要。

○女性 の 職場復帰、再就職のための学び直し支援

出産・育児で離職した女性の円滑な職場復帰・再就職に向けた学び直しの機会の充実が必要。事務系職種を主とする教育機関における学び直し(リカレント教育)だけでなく、人手不足業種となっている技能・技術分野等への専門的な職業訓練機会を拡充し、女性の就職を奨励していくべき。

○女性 の 再就職、創業支援の拡充

中堅・中小企業と再就職希望者との柔軟なマッチング機会を拡充するとともに、女性ならではの感性・能力を活かした「女性のための創業支援」を強化すべき。

○70歳程度までの雇用継続に取り組む企業への支援強化

希望者全員を70歳程度まで継続雇用する制度を導入する企業には、税額控除等のインセンティブを強化すべき。

○高齢者 の 円滑な労働移動の促進

成長分野や採用意欲のある企業に、経験豊富な高齢者の労働移動やふるさと回帰、地方での起業を促すため、ハローワークや産業雇用安定センターと民間事業者等の連携強化を図り、受入れ企業への教育訓練費用等への助成制度を拡充すべき。

○高齢者 の 働く意欲を高める公的年金制度の見直し

高齢者が意欲を持って働けるよう、在職老齢年金制度の「支給停止額」の上限を引き上げるべき。平均余命の伸びに合わせ、年金支給開始年齢は諸外国並みに2歳程度引き上げるべき。

2. 安心して子どもを産み育てられる環境整備

若者の経済的不安定さや子育て費用の大きさ、働きながら子育てする上での様々な障害等が、複数の子どもを持つことを躊躇させている。出生率を少なくとも希望出生率まで引き上げることを目標として取り組むべき。

○出産・育児に伴う経済的負担の軽減

教育費を含む子育て費用の大きさは希望出生率を下げる大きな要因。医療費の無償化、教育資金贈与制度の出産・育児費用への拡大、児童税額控除や諸手当等、多子世帯の経済的負担が軽減される政策的転換が必要。

○男性 の 育児参加を促進

女性の子育ての負担を軽減し出生率を高めるため、男性の育児休業取得率の向上、長時間労働の抑制など、男性の育児参加を促進する企業の自主的な取り組みを後押しすべき。

○育児に祖父母の力を活用

育児に祖父母の力を有効に活用できる3世代同居や近隣居住を奨励する税制、助成措置等を検討すべき。

○子どもを育てる親のニーズに柔軟に対応する保育体制の整備

都市部の通園等にかかる物理的負担は大きい。「サテライト保育園」等の設置促進が重要。国が推進する「待機児童解消加速化プラン」等は、早期かつ着実な実施を。

○仕事と子育てを両立しやすい勤務形態の普及促進

フレックスタイム、時短勤務、テレワークなど、柔軟な勤務形態の導入を目指す中小企業へのコンサルティング強化、導入費用の助成拡充等が必要。

○子育てで応援企業へのインセンティブの付与

子育て支援に取り組む企業を顕彰等で「見える化」を促進し、企業評価につながる仕組みが必要。

3. 少子化対策の財源に関する考え方

結婚・出産を支援し、安心して子どもを産み育てられる環境整備など少子化対策を拡充するためには、多額の財源が必要となるが、国・地方ともに極めて厳しい財政状況にある。高齢世代に過度に偏った社会保障費などの財政支出のあり方を抜本的に見直すとともに、女性・高齢者の活躍で生み出される新たな財源は、可能な限り少子化対策に資する形で現役世代に還元していくべきである。

○ 社会保障制度改革の徹底を通じた財源確保

社会保障給付の重点化・効率化を一層徹底させ、高齢者の応能負担の割合を高めるとともに、企業や現役世代に過度に依存した財政負担構造を改めることで少子化対策に必要な財源を捻出し、高齢世代から現役、子育て世代に対する資源の再分配を行っていくべき。

○ 女性・高齢者の活躍を通じた財源確保

女性や高齢者の活躍によって増加する所得税収については、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備のために重点的に配分すべき。

Ⅳ. 地方創生に向けた商工会議所の取り組み強化

地方創生・人口減少対策は、地域全体で取り組む必要があり、住民、行政、産業界をはじめ、様々な主体が一体になって地域の未来像を創り上げ、同じ方向を向いてその実現に取り組んでいくことが重要である。われわれ商工会議所は、地域全体の商工業の総合的な発展と住民の福祉向上を使命とする経済団体であり、地域の中核として、総力を挙げて強いリーダーシップを発揮し地方創生に具体的に取り組んでいく。

1. 地域の中核としての活動の更なる展開

疲弊する地域を再生し、魅力ある地域づくりに向けて、住民、行政、産業界など多様な主体が連携し、地域ビジョンの策定と実施、まちづくり等の地域活性化に取り組むうえで、商工会議所がその中核を担い、強力なリーダーシップを発揮する。

2. 商工会議所のネットワークを活用した地域内外の連携推進

これからの地域再生の鍵は、地域間の「連携」である。1地域、1企業では対応が難しい地域資源のブランド化と地域外への販路開拓、広域連携観光の推進などの事業は、全国にネットワークを持つ商工会議所が、その強みを最大限に活かし、地域内の多様な主体と連携して取り組む。

3. 現場に役立つ事業活動支援・情報発信の強化

地域経済を支える中小・小規模企業の活力強化を図るため、以下のような取り組みを強化する。

- ▶ 創業・第二創業・ベンチャー・事業承継等の支援をはじめ、個々の企業の現場のニーズにマッチする事業やサービスを強化し、企業の新たな成長への取り組み等を支援する。
- ▶ 柔軟な働き方、子育て支援等について、企業に新しい価値観にもとづく経営や雇用管理のあり方に関する情報を発信し、普及・啓発する。
- ▶ 大学と中小企業を直接結ぶ就職支援事業や企業や地域の発展を支える人材育成、婚活事業など、社会的役割を果たす事業に積極的に取り組む。

4. 地方創生のために活動する商工会議所への寄付金は全額損金算入に

地方創生のための活動を商工会議所が行っていくための財源を確保するため、寄付金制度の拡充が必要である。現在、商工会議所に対する寄付金は、所得控除の対象とはなっていない。東日本大震災では、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する、復旧・復興事業に係る寄付金が指定寄付金とされたが、継続的な扱いにはなっていない。今後、想定される自然災害等への対応や、中小企業の活力強化、地域の活性化に係る取り組みや諸事業等を商工会議所自ら強いリーダーシップをもって行うために、商工会議所への寄付金は全額損金算入できるようにすべきである。